

意見募集案件	市営住宅条例一部改正の考え方について
担当課	建設部建築課 電話 011-372-3311 内 755

意見募集期間	平成 24 年 1 月 1 日(日)から平成 24 年 1 月 31 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(建築課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 1 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	建設部建築課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311(内線 755) ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: ken@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 24 年 2 月予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市営住宅に関わる公営住宅法が改正され、入居要件が条例事項に委譲されることから北広島市営住宅条例の一部改正を行ないます。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 現行条例の要件を継続します。 (3) その案の根拠となる法令の規定 公営住宅法
対象となる政策等 の原案	市営住宅条例一部改正について市の考え方
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 24 年第 1 回定例議会に提案し、平成 24 年 4 月施行予定